

このリリースに関する連絡先:

三島祐子 広報担当アシスタントマネージャー 03 6271 9408 yuko.mishima@bakermckenzie.com

ベーカーマッケンジー、インドネシア大手商業銀行バンクダナモンへの戦略出資に関して、三菱 UFJ フィナンシャル・グループにアドバイスを提供

【東京発 2018 年 1 月 22 日】 ベーカーマッケンジーは、日本最大級の金融グループである、株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ(以下、「MUFG」)によるインドネシア共和国の大手商業銀行 PT Bank Danamon Indonesia Tbk.(以下、「バンクダナモン」)への戦略出資に関して、MUFG にアドバイスを提供しました。

本出資は、MUFG のアジア・オセアニア地域における成長基盤の強化に加え、インドネシアの銀行部門の発展にも寄与するものと期待されます。

本件では、MUFG の商業銀行部門である株式会社三菱東京 UFJ 銀行が、Asia Financial (Indonesia) Pte. Ltd.およびその他関連会社と条件付株式売買契約を締結しました。MUFG は、2017 年 12 月 29 日付で、第一段階の出資を完了、バンクダナモンの発行済み株式の 19.9%を取得したことを発表しています。

ベーカーマッケンジーのインドネシアオフィスが、シンガポールおよび東京オフィスの専門家チームとの緊密な連携のもと、本件をリードしました。インドネシアオフィスからは、金融・プロジェクトグループを率いるシニア・パートナー、エルワンディ・ヘンダルタ(Erwandi Hendarta)をリードパートナーとして、パートナーのマハディカ・サルジャナ(Mahardikha Sardjana)およびインダ・レスパティ(Indah Respati)、アソシエイトのバーナデタ・ティアシタ(Bernadeta Tyassita)およびエディ・ドゥワンダ(Eddie Dewanda)が本件に携わりました。また、シンガポールオフィスでは、プリンシパルのミンツェ・リーン(Min-tze Lean)およびアレックス・タン(Alex Tan)、並びにアソシエイトのデイヴィッド・ヨン(David Yong)およびハイディ・シャム(Heidi Shum)が、東京オフィスでは、パートナーの阿江順也およびシニア・アソシエイトの鈴木道夫が、それぞれ本件に携わりました。

本案件についてヘンダルタは、「このような、MUFGのアジア・オセアニア地域の事業戦略における節目とも言える極めて有意義な案件において、同グループにアドバイスを提供できたことを非常に嬉しく思います。本案件では、インドネシア市場における金融機関の M&A に関する当ファームの豊富な経験を十二分に活かすことができたと思います」と述べています。

さらにヘンダルタは、「クロスボーダーの案件を成功裏に導くためには、包括的な支援を提供できるかどうかが要となります。日本、シンガポール、インドネシアの三カ国に跨った今回の案件では、各国の法務に精通した弁護士が緊密に連携して実務にあたりましたが、この点でも、広大なグローバルネットワークを誇るベーカーマッケンジーの強みが活きたと思います」と述べています。

ベーカーマッケンジーについて

ベーカーマッケンジーは、世界を舞台とする厳しい競争に立ち向かうクライアント企業を支援します。 私たちは、様々な国や幅広い業務分野に関わる複雑な法的課題を解決します。65年以上にわたり独自 の文化を育んできた当事務所では、13,000人の所員が現地の市場を理解し、複数の国や地域に跨る案 件を巧みに遂行することができます。信頼のおける同僚・友人のように、互いに協力して案件に臨むこ とで、クライアント企業と信頼を築きます。

www.bakermckenzie.com

ベーカー&マッケンジー法律事務所(外国法共同事業)は、ベーカーマッケンジーの東京事務所として 1972 年に開設されました。日本法に関する卓越した知識、経験とともに、グローバル・ビジネスに関 する実績とノウハウを兼ね備えた外国法共同事業を営む法律事務所として、日本最大級の規模を有して います。当事務所は、ベーカーマッケンジーのメンバーファームとして、国内外の金融法務、M&A、 企業法務、独占禁止法、大型プロジェクト、知的財産、国際税務、訴訟・仲裁、労務、環境、製薬、不 動産関連等について、総合的かつ専門的な法務サービスを提供しています。

www.bakermckenzie.co.jp







ベーカー&マッケンジー法律事務所(外国法共同事業)はスイス法上の組織体であるベーカー&マッケンジーインターナショナ ルのメンバーファームです。ベーカー&マッケンジー法律事務所(外国法共同事業)及びベーカー&マッケンジーインターナシ ョナルのその他のメンバーファームは、日本においては弁護士法人ベーカー&マッケンジー法律事務所を通じて業務を提供しま す。専門的知識に基づくサービスを提供する組織体において共通して使用されている用語例に従い、「パートナー」とは、法律 事務所におけるパートナーである者またはこれと同等の者を指します。同じく、「オフィス」とは、かかるいずれかの法律事務 所のオフィスを指します。